

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

入浴・バス・シャワー (私のスケッチ・ブック (2))

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森, 明子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/00005885

入浴・バス・シャワー

国立民族学博物館

森 明 子

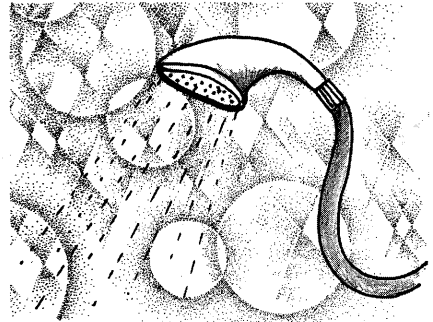
◆お風呂好き

日本人はお風呂好きだという。日本を離れて外国で生活すると、こんなこともいわれたと思ひ出す。ホテルに泊まって、ひとりで好きなときにシャワーを浴びたり、バスにつかたりしているときではない。当地の家庭で数か月も生活しているうちに、ふだんは何とも思っていなかった入浴というのが、突然意識されるようになる。

私はオーストリアを何度か訪れているが、かの地でバスに浸かることはほとんどない。半年ほど滞在して、日本に帰るまで1度もバスを使わなかったということもあった。考えてみれば不思議である。多くの人があこがれる美しい国で、お風呂に入らなかったというのだから。

ヨーロッパでは、バスをあまり使わない。ホテルでは、バスタブをそなえている部屋より、ない部屋のほうが圧倒的に多い。ただし、バスタブはなくてもシャワーはそなえている。安宿なら共有のシャワーがある。ヨーロッパの都市で、身体を洗うことの基本にあるのはシャワーである。

ヨーロッパでは、シャワーを使う機会も日本とは異なっている。人々は、たいいてい朝起きてすぐシャワーを浴びる。また夕方でも、外出前には身支度の一部としてシャワーを浴びる。そのかわり、私たちのように帰宅して



からシャワーやバスを使う人はまずいない。一方、日本人は、とくに汗をかかなかつた日でも、1日の埃を流さ^{はら}ないで寝床に入ることには抵抗がある。そのままでは、やすんでもなかなかリラックスできないと思う。私は、ヨーロッパの都市の友人を訪ねたときは、夜あまり遅くならない時間に、シャワーを浴びる習慣を認めてもらうことにしている。シャワーに期待していることが、日本とヨーロッパでは異なっているわけだ。

さて、これらは都市での経験で、田舎に行くとまた異なる経験をすることになる。村では、バスだけでなく、シャワーを浴びる頻度もずっと少なくなる。このことは、村に長期滞在することの多い私に、かなりの緊張を与えた。村にいるあいだ、私が使うシャワーは、5～10日に1度という程度だった。ただしこれは、村に住んでいる人すべてが、そうして

いるわけではない。私が定宿にしている女主人が、入浴ばかりでなく、シャワーもそれほど行う必要がない、と考えているためである。主人の考えにできるだけ従ってみようとした私は、シャワーの頻度もできるだけ少なくする努力をすることになった。その反動で、村をあとにすると、都市のホテルで1日か2日、思い切り頻繁にシャワーを使う癖もついてしまったが。

◆身体を守る皮膚という考え方

さて、この女主人は、入浴についてどのように考えているのだろうか。彼女に、水を節約しようとする意志があることは、否定できない。しかしそれだけではない。彼女は、入浴が身体に害を与える、という考えをもっている。それによると、皮膚の表面は、人間の身体を守る膜をつくっている。入浴すると、人間の身体に必要なこの皮膚も奪われ、人間の身体は衰弱する。たとえば、子どもを過度に頻繁に入浴させると、その子は風邪をひきやすくなる。人間は入浴して汚れを落とす必要もあるが、「必要以上の入浴は、身体に害をおよぼす」という結論を、彼女は医者之言として私に語った。

村では、毎日入浴することは、身体に悪いという考え方が長い間あった。入浴に対するこのような古い考え方は、近年修正されつつある。しかし、新しい考え方は、村の若い世代から受け入れられていて、古い考え方を今なお守っている人も少なからずいる。女主人は、とくべつかわっているわけではなく、この古い考え方を、堅持しているひとりにすぎない。

村で育った私と同年代の友人も、ずっとそう信じていたという。この友人は、最近になってそれが事実でない聞き、実際に毎日シャワーを浴びた。「なるほど問題はない、そ

れどころか、身体の調子がよいことを実感している、知らないで信じてきたことをあらためて認識する」と私に語った。また一方では、女主人よりは若いある主婦が、毎日バスを使っていることを私に誇らしく語った。都市の医師の助言によるのだという。それは村では特別の、進歩的なことだとはっきり意識していた。彼女にとっては、そのときその習慣を、当然のこのように私が聞いていることのほうが、理解できなかったようだ。

身体の皮膚をひんぱんに洗い流すことは健康に悪い、と考える人の身体の清潔は、入浴とは別の形で保たれている。顔や腕、首のまわりを洗面台で洗うのである。上記の女主人は、村でも身だしなみをよくしている女性のひとりで、毎日就寝前にこうした手入れを行っている。

ちなみに、村の住宅に浴室という専用空間があらわれたのは、それほど古いことではない。1971年の国勢調査で、浴室のある家は全体の35%だったが、1991年の調査では76%に増加した。参考までに付け加えると、屋内トイレの設備が、浴室設備を10%強上回っている。この村で女主人は、1960年代に浴室をつくっていて、かなり早いほうだった。浴室の必要を認めるということと、頻繁に全身を洗うことは、別だということに注意したい。

浴室のない家で全身を洗う場合、その方法

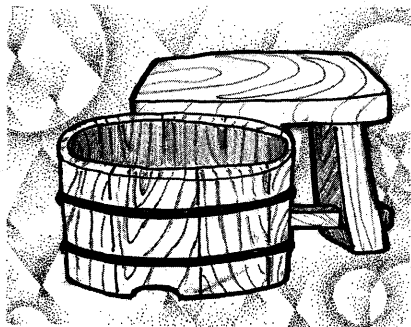


は、室内の台所ないし寝室で、大きな盥たらいに湯を入れてスポンジで身体をこする。そのようにして身体を洗う機会は、およそ土曜日の夜か日曜日の朝である。それは休息日であり、身だしなみを整えて教会へ行くときでもある。かつては、そのときに1週間分の着替えもしていた。それにとまって、洗濯も週に1度になる。シャワーは、村では浴室とともに導入された方法であり、現在、女主人がシャワーを使う頻度は、かつて、盥で身体を洗っていたころの頻度と同調している。

ところで、水や温湯を危険視する考え方は、17世紀から18世紀にかけてのヨーロッパに支配的な考え方であったという。近年の社会史研究が明らかにしていることで、フランスのヴィガレロによると、当時の宮廷貴族は、入浴で身体の皮膚を開け放つことは、外敵の侵入を許す行為とみなしていた。身体の外皮は穴だらけで、とくに毛穴から水が浸透すると考えていたのである。身体は液体に侵入され、膨張して変調をきたす。目に見えないバスの毒が、身体に侵入するのと同じように。だから、医者か処方するのでもなければ、皮膚はいたずらに水にさらしてはならない。村の女主人の「身体を守る皮膜」という考え方は、これに通じているようだ。頻繁な入浴は、医者か処方によってはじめて可能になる。余談になるが、ヨーロッパの湯治は、このような考え方の延長上にあると思って、それほど間違っていないだろう。ヨーロッパでは、現在も温泉は医師の処方に基づいて、徹底した管理のもとに行われ、治療として存在している。それは、日本人の温泉旅行が、日常生活の規制から逃れて、遊興を求めるものであるのとは大きく異なる。

◆衛生概念の発達とシャワー

ヨーロッパで水や温湯を危険視する考え方



を克服していったのは、19世紀市民社会の担い手たちだった。彼らは、健康状態を維持する知識の体系として衛生概念を発達させ、都市の公衆衛生を実践した。現在では、私たちにすっかりおなじみになったシャワーは、このような必要のもとに発明されたのである。それは初め、短時間に、少ない水で、多くの人間の健康を守る衛生の装置だった。この市民社会において、水は身体の鍛錬と結びついて、まったく異なる意味を獲得していった。プールや冷水浴がここに位置づけられる。水は、身体が本来もっている力を引き出し、身体に活力を与えるものとみなされるようになったのである。

近代の都市に生まれたヨーロッパのシャワーの出自を、ここに見いだすことができる。というのも、ヨーロッパ人は、シャワーを、活力を与えるものとして使っているからである。彼らは、朝、シャワーを浴びる。それは、まだ半分眠っている身体を「甦らせる」。「清潔に保つ」という意味もあるが、そのために、朝、シャワーを浴びる必然性はない。夜でもよいはずであるが。しかし彼らは、夜シャワーを浴びることを好まない。スウェーデン人の私の友人は、歓談して楽しんだ夜、入浴したり、シャワーを浴びたりすることは無意味だという。せつかくの楽しく高揚した気分を無にしてしまうからで、「そんなもったいないことはしない」。

一方、私たちにとってシャワーとは、お風呂を沸かす手間を省いて、手軽に身体を洗う装置にすぎない。あるいは上がり湯として、お風呂の一部分を構成する脇役である。それによって1日の疲れをとり、リラックスしようとすることは、お風呂とかわりない。

◆入浴の多様な考え方

興味深いのは、村の女主人が捨てきれないでいる水を警戒する感覚と、都市から広がったシャワーに投影された水の意味が、別の系統に属していて、しかも、いずれも、私たち日本人の入浴に対する感覚とは異なるという

ことである。もちろん、それらは重なり合うところもあるが、明らかに異なる系譜に属している。

現代の状況は、この多様性を覆って、新しく過敏清潔症が起り、それが、世界大に広がっているといえるのではないだろうか。

少し前に流行した「朝シャン」に、その一端を見るこの過敏清潔症は、本来、活力に満ちて登場したシャワーの落とし子であるように、私には見える。その過敏清潔症の担い手であった同じ若者が、温泉プームの担い手になっていることに、新しい時代のおおらかなバージョンを期待したいと思う。

クリーニング事故賠償基準の一部改正

昭和54（1979）年11月に、クリーニング事故賠償基準が策定されてから、すでに20年を経過しました。近年は、加工技術等の進展によって、目新しい素材や製品が次々と登場して、衣料の多様化やファッション化が急速に進んでいます。

そこで、クリーニング賠償問題協議会では、昨年以来、これらの衣料に対応したクリーニング事故賠償基準の運営上の問題点について見直しを行い、本年3月に一部内容の改正が行われましたので、以下に紹介します。

（編集部）

I クリーニング事故賠償基準

改正箇所	改正の要点
（基準賠償支払義務の解除） 第7条のただし書きに追加	(2) 特約による保管サービスを行った場合には、その保管日数を賠償支払義務の解除期間に加える。
商品別平均使用年数の註記に追加	註1 平均使用年数にかかわらず、2年を上限とする商品 ●モールヤーン、スラブヤーン、ルーヤーンなどの飾り糸、絹紡糸、紗織糸 ●薄起毛調加工品 ●顔料プリント、発泡プリント、メタルプリントなど特殊プリント加工品

II クリーニング事故賠償基準運用マニュアル

改正箇所	改正の要点
2 基準第2条について (3) 「物品の再取得価格」消費者物価指数の上昇率の算定基準を変更	総理府統計局の消費者物価指数一覧表を、平成5年を100とした数値に変更した。
6 基準第6条について 新しく(2)を追加	(2)「事業所を外国に置いている等の事情により、その者に対する求償が事実上不可能なこと」とは、客が海外で購入した衣料品について責任を負う事業所等の所在が不明な場合、責任を負う事業所等の所在が判明しても、その求償には多額の経費を必要とする場合などが考えられる。

III 事故の種類と責任分類例

〈例2〉として、海外小売店にて購入した絹製長袖ブラウス(ブルー)を掲載。